

医療法人猪鹿倉会パールランド病院

○ウェブサイト掲載に必要な掲示事項について

令和6年度診療報酬改定により、施設基準等で定められている保険医療機関の掲示事項について、原則ウェブサイトに掲載することとなりました。項目は以下のとおり。

当院は、次の施設基準に適合している旨、九州厚生局鹿児島事務所へ届出を行っております。

◎当院の施設基準

◆基本診療料

○認知症治療病棟入院料1（認知症夜間対応加算 有）	（認治1）第22号
○療養病棟入院基本料2	（療養入院）第1687号
○療養病棟療養環境加算1	（療養1）第56号
○精神病棟入院基本料 15対1	（精神入院）第539号
○看護補助加算1（看護補助体制充実加算1）	（看補）第539号
○精神科身体合併症管理加算	（精合併加算）第8号
○後発医薬品使用体制加算1	（後発使1）第198号
○診療録管理体制加算3	（診療録3）第162号
○データ提出加算2・4 イ（医療法上の許可病床が200床以上）	（データ提）第121号
○初診料（歯科）の注1に掲げる基準	（歯初診）第364号
○歯科外来診療安全対策加算1	（外安全1）第493号
○歯科外来診療感染対策加算1	（外感染1）第513号

◆特掲診療料

○CT撮影 16列以上64列未満のマルチスライスCT	（C・M）第265号
○認知療法・認知行動療法1	（認1）第16号
○こころの連携指導料(Ⅱ)	（こ連指Ⅱ）第2号
○薬剤管理指導料	（薬）第142号
○がん性疼痛緩和指導管理料	（がん疼）第192号
○がん治療連携指導料	（がん指）第193号
○ニコチン依存症管理料	（ニコ）第522号
○抗精神病特定薬剤治療管理料 （治療抵抗性統合失調治療指導管理料に限る）	（抗治療）第2号
○脳血管疾患等リハビリテーション科（Ⅲ）	（脳Ⅲ）第12号 初期加算 及びリハビ`レーション加算届出有
○運動器リハビリテーション科（Ⅲ）	（運Ⅲ）第26号 初期加算 及びリハビ`レーション加算届出有
○精神科作業療法	（精）第46号
○集団コミュニケーション療法料	（集コ）第46号
○認知症患者リハビリテーション料	（認リハ）第1号
○医療保護入院等診療料	（医療保護）第45号
○CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー	（歯CAD）第855号
○クラウン・ブリッジ維持管理料	（補管）第655号

◆入院時食事療養等

○入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）	（食）第624号
------------------------	----------

◆その他

○酸素単価	(酸素単) 第45817号
○外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)	(外在ベⅠ) 第101号
○入院ベースアップ評価料18	(入ベ18) 第2号

◎看護に関する事項

- 1 当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
- 2 当院は、8病棟全ての病棟で下記基準の鹿児島県知事及び九州厚生局長へ届出を行い、その基準に基づいた看護を実施しております。

病床区分	病棟	時間帯	看護職員1人あたりの 受持ち人数	看護補助者の1人あたりの 受持ち人数
療養病棟入院基本料2	1棟4階	9:00～17:00	8人以内	9人以内
		17:00～9:00	50人以内	25人以内
療養病棟入院基本料2	1棟5階	9:00～17:00	8人以内	9人以内
		17:00～9:00	50人以内	25人以内
精神病棟入院基本料15対1	2棟1階	9:00～17:00	7人以内	13人以内
		17:00～9:00	25人以内	50人以内
精神病棟入院基本料15対1	2棟2階	9:00～17:00	7人以内	13人以内
		17:00～9:00	25人以内	50人以内
認知症治療病棟入院料1	1棟2階	9:00～17:00	7人以内	47人以内
		17:00～9:00	47人以内	24人以内
認知症治療病棟入院料1	1棟3階	9:00～17:00	7人以内	47人以内
		17:00～9:00	47人以内	24人以内
認知症治療病棟入院料1	3棟1階	9:00～17:00	8人以内	11人以内
		17:00～9:00	53人以内	27人以内
認知症治療病棟入院料1	3棟2階	9:00～17:00	8人以内	11人以内
		17:00～9:00	53人以内	27人以内

* 当院では患者様の負担による付添看護は行っておりません。

◎入院食事療養に関する事項

当院の入院時食事療養は、管理栄養士によって管理され、食事は適時（朝食：8：00
昼食：12：00、夕食：18：00）、適温で提供しています。

【医療病棟に入院中の方】

所得区分		1食あたりの食費
1.現役並み所得者・一般 *1		510円
2.低所得者Ⅱ	90日以内の入院	240円
	90日を超える入院	190円
3.低所得者Ⅰ		110円

*1 指定特定医療を受ける指定難病の患者は、1食 300円となります。

【療養病棟に入院中の方】

所得区分		入院医療の必要性が低い場合		入院医療の必要性が高い場合	
		1食あたりの食費	1日あたりの居住費	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
1.現役並み所得者・一般 *1		510円	370円	510円	370円 *3
2.低所得者Ⅱ		240円		240円 *2	
3.低所得者Ⅰ	老齢福祉年金 受給者以外の方	140円		140円 *4	
	老齢福祉年金 及び境界層該当者	110円	0円	110円	0円

*2 指定特定医療を受ける指定難病の患者は、1食 300円となります。

*3 指定特定医療を受ける指定難病の患者は、0円になります。

*4 過去1年で90日を超える入院の場合は190円になります。別途申請が必要です。

◎入院患者様の保険外負担について

当院では、高齢者医療の特性を踏まえた入院医療を行っておりますが、患者様及びご家族様の利便及び負担の軽減を考えて、病棟では日常生活上の利便として必要な治療・看護・介護とは関係のない「サービス」又は「物」につきまして、その実費を使用（利用）の回数又は量に応じて頂戴いたしますのでご了承ください。

上記の「サービス」又は「物」とは下記の通りです。

品 名	単 価	備 考	
日常生活費	～100円	シャンプー、リンス、ボディソープ、 ティッシュペーパー等（毎月の使用実績により算出）	
カミソリ 1本	37円		
歯 ブラシ	右記	自歯用ハブラシ	225円
		義歯用ハブラシ	225円
		口腔ケア用ハブラシ	265円
病衣（1日）	75円		

尚、この他に患者様方が清潔で明るく快適な環境で入院生活を送っていただくため、ご希望の方には下着、肌着、トレーナー、タオル、おむつ等の洗濯交換を洗濯業者にリース方式で依頼し、洗濯業者が明細書を添えて請求いたします。

◎診断書手数料について

当院では、以下の項目について、実費負担をご請求させていただいております。

文 書 料 種 類（1通につき）	金 額（税込）
普通診断書（一般用）	2,200 円
普通診断書（児童、生徒用）	550 円
健康診断書	2,200 円
裁判用診断書	5,500 円
都道府県公安委員会提出用診断書	3,300 円
鑑定等複雑なもの	11,000 円
恩給用診断書	5,500 円
年金用診断書	5,500 円

生命保険用死亡診断書	5,500 円
生命保険用入院診断書	5,500 円
生命保険用傷害診断書	5,500 円
成年後見人診断書	5,500 円
身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）	5,500 円
精神障害者保健福祉手帳用診断書	5,500 円
指定難病診断書	3,300 円
施設入所用診断書	2,200 円
車椅子処方意見書	3,300 円
おむつ使用証明書	550 円
猟銃用等診断書	3,300 円
その他文書料	1,100 円
死亡診断書（生命保険用死亡診断書を除く）	2,200 円
死体検案料（1 遺体につき）	5,500 円
死体検案書	5,500 円
インフルエンザ予防接種（市町村補助対象外）	3,500 円
肺炎球菌予防接種（市町村補助対象外）	6,600 円

◎「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行します。
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

◎長期収載品の選定療養について

2024年度診療報酬改定に伴い、長期収載品（後発医薬品<ジェネリック医薬品>がある先発医薬品）の選定療養が2024年10月1日から導入されました。患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みです。
詳しくは、受付窓口にお問い合わせください。

◎医療情報取得加算に関する事項

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用のため、マイナ保険証の利用にご協力お願い致します。マイナンバーカードをお持ちの方は、受付窓口でカードリーダーをご利用いただくことでスムーズに保険証の資格確認ができます。ご協力よろしくお願い致します。

◎一般名処方加算に関する事項

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること*）を行う場合があります。
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点等ございましたら主治医、薬剤師までご相談下さい。

*一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

◎後発医薬品使用体制加算に関する事項

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用にあたっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給当、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。後発医薬品への変更について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

現在、全国的に一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応が出来る体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点などがありましたら主治医または、薬剤師までご相談ください。

◎当院歯科における医療安全対策

- ・歯科医療安全に関する研修を受講した歯科医師、歯科医療安全管理者の配置
- ・安全で良質な歯科医療を提供するために十分な装置、器具の整備（AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セットなど）
- ・医療安全対策に関する各種指針、マニュアルの策定
- ・院内安全委員会による職員研修
- ・医療器具の徹底した洗浄、滅菌による院内感染対策
- ・当院医科との連携による緊急時の体制の整備

*当院は歯科外来診療医療安全対策加算1の施設基準を満たし、届出を行っています。

◎当院歯科における院内感染防止対策

- ・歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有しています。

設置装置：高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）等

- ・院内感染対策に関わる研修を受けた歯科医師が常勤し、従事者の定期的な研修を実施しています。

*当院歯科は、初診料（歯科）の注1に掲げる施設基準を満たし、届出を行っています。